



広報

みなみおくに

町の人口

5月末現在

総人口 5,842人

男 2,814人

女 3,028人

世帯数 1,357戸

発行 南小国町役場 TEL 2-1111

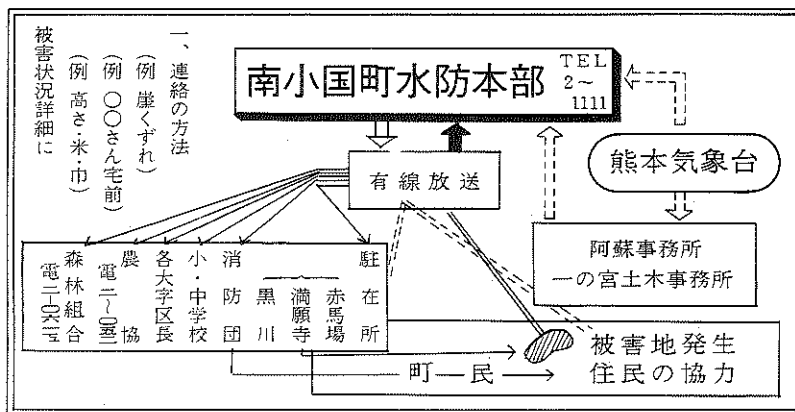
印刷 白木印刷(株) TEL 62-1255

No. 116

危険水位トッパ



7月号





着工
～完成

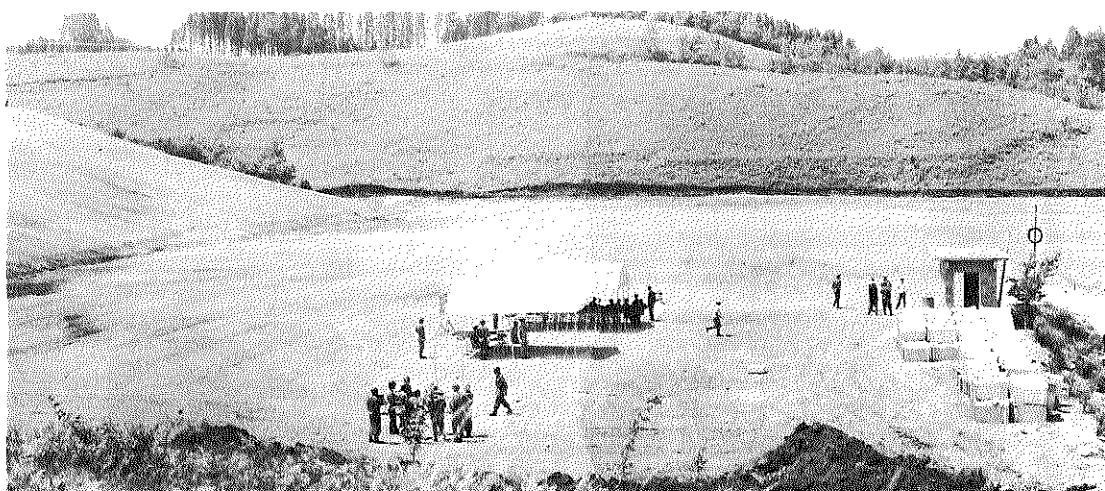


町長並び師団長による歛入の儀式

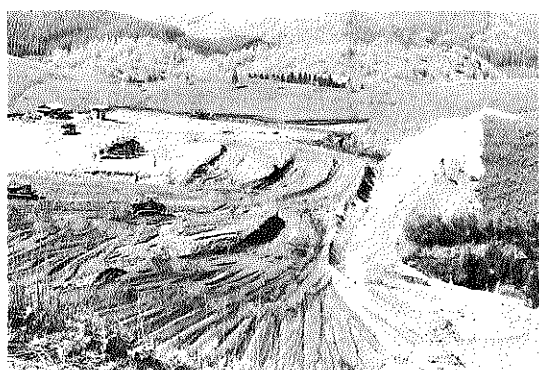
陸上自衛隊施工
 南小国町運動公園敷地造成工事
 施工期間 昭和48年4月4日から
 昭和48年6月13日まで
 申請者 南小国町長
 受託者 予日師団長
 施工部隊 第8施設大隊第2中隊

広々とした運動公園



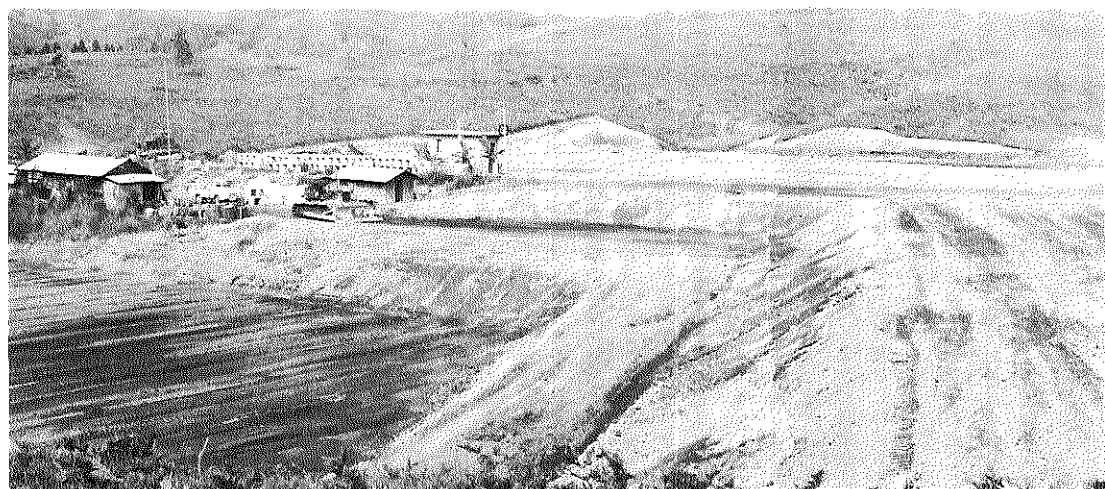


田原運動公園



↑ 六台のブルドーザーによりけづりとられ、整地される公園。

小高い丘は下の水田を埋め拡張 → される。





昭和38年災害
満願寺方面住宅倒壊 じすべり

昭和三十八年の大水災

昭和二十八年の六、二六水災では豪雨のため、志津川のはんらん部落には多数の浸水家屋があった。その中で身の危険を体験した北里三次さんは将来のことを懸念して安全な場所へ住居を移転したように、志津川の護岸は不完全でわん曲の箇所では雨期出水のたびに危惧の念を去ることが出来なかった。

早く二階へ避難したり他家に移動するなど暗闇の中で洪水の為すがほしいままの動きをどうなるかと只見守るばかりであった。

さしも横暴をほしいままにした洪水も午前二時頃を限度に少しづつ減りはじめ明け方には漸く危険から脱れるようになった。

未曾有の大水災を村当局に訴えたと村長は早朝いち早く馳せつけて視察旁々被災家庭を慰問して廻

田北盛義さん方に設定して救助に当ることにした。

こうした局地的な集中豪雨による被災状況が県の災害救助法の発動によってニュースとして報道されると、消防団、婦人会員がぞくぞくかけつけ炊き出し救助、ドロ出しに協力し、復旧について部落一体となって努力した。

また村内はもとより県内の各機関や団体による引つ切りなしの慰問や見舞が続いて今更乍ら被災に対する同情に深い感銘を覚えた。

八月二十七日、河川の専門家稲浦参議をはじめとする調査団の一行は、災害のツメ跡がなまなましい志津川沿岸の状況を視察したあと、「カーブの激しい急流では用地問題など困難な問題もあるうが思いきったショートカットをやる必要がある」と述べている。

其后激じん災害地指定によって志津川の改修に着手したが二ケ年に亘る護岸工事によって完全とは云えないが或る程度の防災は出来たものといえる。

(志津部落四大災害の中より

後藤元次)

三十八災を 返えり見て

「災害は忘れた頃にやってくる」

った。

それから十年を過ぎた昭和三十八年、小国地方恒例の八月盆の十五日午后から降り出した雨は翌十六日も降りつづき夜になって更に無気味に強くなって停電、はんらんした濁流は道路を越えて建並ぶ両側の家屋へ浸入し、わん曲の箇所では護岸をこわして一直線に流れ部落中殆んどの家を侵してしまった。危険を感じた各家庭ではいち

被災住家は最もひどい半倒壊から床下浸水まで合せて五十三戸に達し、其他にも温泉場、馬屋、精米所など二十棟が被災している。満願寺温泉場は壁板の一部が流失して浴場内はドロで埋没した。又志津上の小浴場は完全に流失してしまった。

村長はこの悲惨な状況を視察して直ちに災害対策本部を志津下の

黒川公営住宅建設事業



火葬場改築事業



簡易保険積立金融資、 厚生年金保険積立金還 元融資施設建設される

昭和四十七年度普通建設事業は大部分が左記の資金に於って建設されました。第一に火葬場改築従来の火葬場は昭和三十七年に木造平屋で建設されたもので今回国民年金特別融資(式百八拾万円)で改築されました。第二に公営住宅他事業です。これは黒川に簡易耐火二種住宅八戸、農道満願寺田の原線延長八百四拾四メートル農道上中原線延長一千一百一メートルの完全舗装、林道原口平線(横道)延長三百八拾メートル、道路整備事業として星和八本松線の延長一百八拾九メートル舗装、主要地方道竹田小国線(田の原、黒川)の舗装事業に伴う負担金等は簡易保険の積立金(七千七百八拾万円)融資によって建設されました。第三に厚生年金保険積立金還元融資(五百六拾万円)によって黒川地区(簡易水道(小田、田の原、白川地区)に水道を設置することが出来ました。この様に本町の主事業の財源は先々月号でお知らせし

たように主に地方債によって立っています。その中で郵政資金は大きな財源になっています。

南小国町総務課

部落集会所補助金交付 条例のあらまし

条例のあらまし

部落住民の集会所としての「部落集会所」の建設や増改築が各地で行なわれております。この部落集会所は、単に部落民の集会所というだけでなく、あるときは社会教育の場所でありあるいは住民福祉の場所でもあります。これらのことから、町行政に深いつながりを持つものであり、一部を町が補助してはどうかとの世論があり、町議会総務委員会の審議を経て、三月定例議会において「南小国町部落集会所設置事業に対する補助金交付条例」が可決され、三月三十一日施行されました。

このことについてそのあらましを説明してみましょう。

一、この条例において「部落集会所」とは本町産業の振興、社会教育の向上及び住民福祉の増進に寄与することを目的として設置される建物で、国、県の補助金の交付を受けないものをいう。

二、木造又はブロック建を原則とし炊事場、便所を含めたものを建築面積とする。

三、新設の場合はその使用目的と効率を考慮し、建築面積二六・四平方メートル(八坪)以上のものについて補助する。

四、補助の対象とする建築費の一平方メートル当たりの単価は原則として実費とするが、その価格が三万三百円(坪当たり約十万円)をこえるときは三万三百円を限度とする。

五、土地代、整地費、電灯、水道の屋外配線工事費、内容設備費

備品費は補助対象としない。

六、新設及び増改築に対する補助金の交付は一集会所にいずれか一回限りとする。

七、補助金の交付を受けようとする部落の代表者は補助金交付申請書を町長に提出しなければならぬ(添付書類として事業計画書収支予算書、平面図、請負契約書の写、工事内訳書が必要)

八、町長は申請書を審査のうえ適当と認めるときは補助金交付決定通知をし補助金を交付する。

九、町長は補助金の交付を受けた者が虚偽の申請をし、又は施行の方法が不適当であるときその他不正行為が発見された場合等には補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

十、補助率は補助対象事業費の三割とする。

十一、昭和四十四年度の工事から補助金の交付を行なう。

以上が条例のあらましですが実際ににはむづかしい問題も含まれています。申請書の内容等は役場に用意してあります。申請書の受付は七月一日より受付けますので該当部落の代表者の方は申請書を提出して下さい。なお詳しいことについては総務課におたずね下さい。

身体障害者の自動車税

自動車取得税が安くなります

身体障害者の自動車税、自動車取得税の減免については、従来下肢不自由者と体幹不自由者のみが

対象でしたが、昭和四十五年度より一定の障害程度以上の全障害者が減免を受けることができるよう

○対象となる障害等級表

障害名	区分	身体障害者福祉法	恩給法
		別表第5号	別表第1号表の2 同第1号表の3
視覚障害	本人が運転する場合	1級2・3・4の1	特項 1・2・3・4
	家族等が	1級2・3・4の1	〃 1・2・3・4
聴覚障害	本人	2・3	〃 1・2・3・4
	家族等	2・3	〃 1・2・3・4
平衡機能障害	本人	3	〃 1・2・3・4
	家族等	3	〃 1・2・3・4
上肢不自由	本人	1・2の1	〃 1・2・3
	家族等	1・2の1	〃 1・2・3
下肢不自由	本人	1・2・3・4・5・6	〃 1・2・3・4・5・6
	家族等	1・2・3の1	1款・2・3
体幹不自由	本人	1・2・3・5	〃 1・2・3・4・5・6
	家族等	1・2・3	1款・2・3
心臓機能障害	本人	1・3	〃 1・2・3
	家族等	1・3	〃 1・2・3
じん臓機能障害	本人	1・3	〃 1・2・3
	家族等	1・3	〃 1・2・3
呼吸器機能障害	本人	1・3	〃 1・2・3
	家族等	1・3	〃 1・2・3

になっております。

次に記します条件にご注意のうえ該当される方は、減免申請手続きをさせていただきます。

一、減免の対象となる人

身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持つている人で次の表にあてはまる方です。

§注意§

(1) 戦傷病者手帳が、旧項、旧款で障害の程度が記載されている場合は次の表により新款として、判定されます。

新款

1款症 2款症 3款症
旧項 旧款

(2) 本人運転と家族運転との区分

ア、本人運転

身体障害者自ら運転する場合

イ、家族運転

身体障害者が所有している自動車で、その人の通学、通院、生業のためにその人と同居していて、生活を共にしている人が運転する場合

二、減免の対象となる自動車

(1) 自動車の登録名義人が次の人でなければなりません。

ア、障害者が所有者又は使用者で、車検証が軽自動車届出済証に記載された人

イ、障害者が満十八才未満であれば、家族等の人が登録名義人であつてもよい

(2) 自動車を運転する人

ア、障害者自から運転すること

イ、または、障害者の通学、通院、生業のためにだけ使用する自動車をこれらの使用のために、家族等が運転すること

(3) 事業用の自動車は除かれ

ア、事業用とは、タクシー等の青ナンバーの自動車

イ、身体障害者一人について自動車、軽自動車を通じて何れか一台に限られます

三、減免される税金

自動車取得税は全額です

(2) 自動車税については次の通りです

ア、四月一日以前より引続き持つてゐる自動車については全額

イ、新たに取得された自動車については

○四月一日から八月三十一日まで

○九月一日から二月末まで

○四月一日以前より自動車を持つてゐるときは五月三十日

○四月一日より九月末日ま

○三月中に取得した場合は翌年度の全額

ウ、すでに減免された自動車を譲渡移転して、新たに自動車を取得した自動車については翌期分の税額

四、減免の申請が遅れたら減免されません

(1) 自動車取得税は「県税陸運分室」で自動車取得税の申告をした日から三十日以内

(2) 自動車税は

○四月一日以前より自動車を持つてゐるときは五月三十日

○四月一日より九月末日ま

○三月中に取得した場合は翌年度の全額

ウ、すでに減免された自動車を譲渡移転して、新たに自動車を取得した自動車については翌期分の税額

四、減免の申請が遅れたら減免されません

(1) 自動車取得税は「県税陸運分室」で自動車取得税の申告をした日から三十日以内

(2) 自動車税は

○四月一日以前より自動車を持つてゐるときは五月三十日

○四月一日より九月末日ま

○三月中に取得した場合は翌年度の全額

で自動車移動登録により取得したときは十一月三十日

○年中途中で自動車を新規取得したときは、登録の日から三十日

○障害手帳の交付を受けたときは翌年の納期より三十日

※尚以前に減免の申請がされた自動車については、以後の年度においては事情の変化がない限り、申請があつたものとして取扱れますので、申請の必要はありません。

ただし、次のような場合には新たな申請(申告)が必要です。

- 1、新規取得、廃車、所有権移転等
- 2、減免の対象自動車を他の自動車に変更する場合
- 3、通学、通院等の状態の変化
- 4、その他減免の事由が止んだとき又は生じたとき

五、減免の手続

減免申請書を二部県事務所、県税事務所提出して下さい。

尚軽自動車税については、市町村税務課に提出して下さい。

また申請のとき次のことに注意下さい。

意下さい。

- (1) 申請書を提出するとき持参するもの

身体障害者手帳
戦傷病者手帳

車検証又は軽自動車の届出済証、運転免許証、印鑑、領収証又は納税済証

(既減免車を抹消又は移転したとき)

抹消登録済証明書
軽自動車届出済証

移転した自動車の車検証又は登録事項証明書

- (2) 家族等が運転する場合は次の証明書が必要で

イ、通学のときは学校の通学証明書

ロ、通院のときは要治療期間が明示され申請前三ヶ月間の通院日数の記載ある

病院の診断書

ハ、生業のときは市町村長が発行する課税台帳記載事項証明書またはそれがないときは所得証明書

六、減免申請書の記載について申請書の記載にあつては次の点に注意して下さい。

- (1) 所有者、使用者の住所、氏名は自動車検査証に記載されたものをいう。
- (2) 整理番号、課税額(納付額)は納税通知書、又は納税済証によつて記載すること
- (3) 身体障害者の障害名は手帳記載の事項すべてを記載すること
- (4) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳ともに交付を受けているときは、いずれも記載すること
- (5) 「家族等の状況について」の欄は同居して、生計を共にしている者を記載すること

※減免について不明の点は、もよりの県事務所税務課又は県税事務所に相談ください。

古松の嘆き

新緑の色彩やかな瀬の本高原に久し振りに行き、松並木の根元に腰を据えて雄大な高原を眺めて居ると年老いた松の木が私に話し掛けて来た。それは真剣な事柄で私も共鳴したので是非町報にて皆様に一考と思ひました。古松の話は長いもので「私達は昔は保護を受けたので大勢の松族は大いに繁茂し愉快な毎日で元氣な生活でした。今は寄る年波に勝てず又環境

の変化に次から次へと枯れてしまひ私が一番の年寄になつてしまひました。遠い昔の話ですがヒイ爺さんの頃だった。時の將軍源頼朝から阿蘇家に狩の法方を習いに來て眼下に広がる雄大な原野で練習した相で富士の巻狩と関東の人は威張るが本家はここたい。三愛の前に有る鶴田家は国屋で巻狩の古文書が有りますので一ペン位は見て置きなさい。爺さんの頃に竹田久住方面から一人の士が声高々朗々と詩を吟じて去つた人は頼山陽と云つて漢詩では日本一の大家だった相な。父の頃が一番の賑いを見せていた時代で日田代官が高千穂陣屋に行く時は私達の傍を通つたもので、そのため殿様路と云つたのです。肥後藩の御屋形様は波野の笹倉から産山を通つて江戸に行つたもので参勤交替の路と云つてゐるけどそれは嘘たい。この先の久住町は北里総庄屋会所の出張所が有つたので役人の往来も忙しく村人は時々役に出的もので、年に幾回と総出で道作りに汗を流し封建時代の事だし、いくら働いてもその日は銭は貰つていなかつた様です。明治時代になると久住は大分県に遷入されこの界限も淋しくなるばかりでした。人が来るのは小国銀行から久住支店と現金等送る銀行員がピストルを持って歩いたと聞いています。いつのまにか私も老人となり、ところがこの十年は大変な衰り様で横断道路が出来ると日夜を分かつた車は走り排気ガスを撒き散らしますので呼吸困難となり喘息氣味です。それより大事は私達松族の大敵である松喰虫の襲來で仲間が一本一本枯死して行き今は全部の松が被害を受け今大手術をしなければ全滅してしまいます。退治して呉れればまた／＼長息は出来そうです。四、五年前に新しく子供を植樹して呉れたけど野焼で火焔の刑に処せられ焼殺されてしまいました。世の中はメチャクチャです。どうか今すぐに松喰虫の退治と丁寧な輪知焼をして野焼をする様に、又生活環境の美化、人間達は自分達ばかり生活改善とかいつて自分達のこゝとばかりを考えています。たまには私達の事も考えて下さい。せめてゴミ箱位は置き美化に協力して下さい。町長さん、議員さん、町民の皆さん雄大な瀬の本高原も私達が全滅すれば景色もだいなしです。その時になつて私達の存在価値を認めてもらう運すぎますたい」と云つて長い／＼話は終わりました。私も考えて見ると松族達の云い分も一理有る様です。どうか松族の願いに耳を傾けて下さい。

有住 典三

身体障害者更生相談所長から次のとおり医学的相談日についての連絡がありましたので、該当される方は、この日に相談されるようお知らせいたします。

(別表)

午後一時から受付、午後二時から診査します。

熊本市大江町渡鹿八四三

熊本身体障害者更生相談所
電話 熊本(66)六二六一—三

一位	齊藤 常満さん	明治十四年生	荒倉
二位	武田 繁さん	明治十五年生	田尻
三位	杉 末喜さん	明治十六年生	米山
四位	武田トモエさん	明治十六年生	樋の口
五位	村上ミツエさん	明治十七年生	古賀
六位	児玉マサエさん	明治十七年生	立岩

備 考	
オ3	水曜日には強力聴器の要否判定を併せ行う
オ4	火曜を除く

障 害 別	相 談 診 査 日	担 当 医 生
視 力 障 害	月 1 回 才 3 木曜日	熊大眼科 沢田
聴 力 障 害	月 2 回 才 1・3 水曜日	熊大耳鼻咽喉 福永 武
肢体不自由	月 4 回 毎週火曜日	熊大整形外科 米満 弘
呼吸器障害	奇数月の 才 3 月曜日	熊大才 1 内科 志摩

交通規制（最高速度（四〇キロ）
駐車禁止）のお知らせについて

昨年の秋、商工会総会が市原中央公民館で開かれた時、出席された町長さん他一般会員さん方に一応御説明（了承）しておきました。市原の農協前から竹ノ熊橋までの約一キロメートルを駐車禁止と

せ致します。御協力お願い致します。

県道産山く小国線

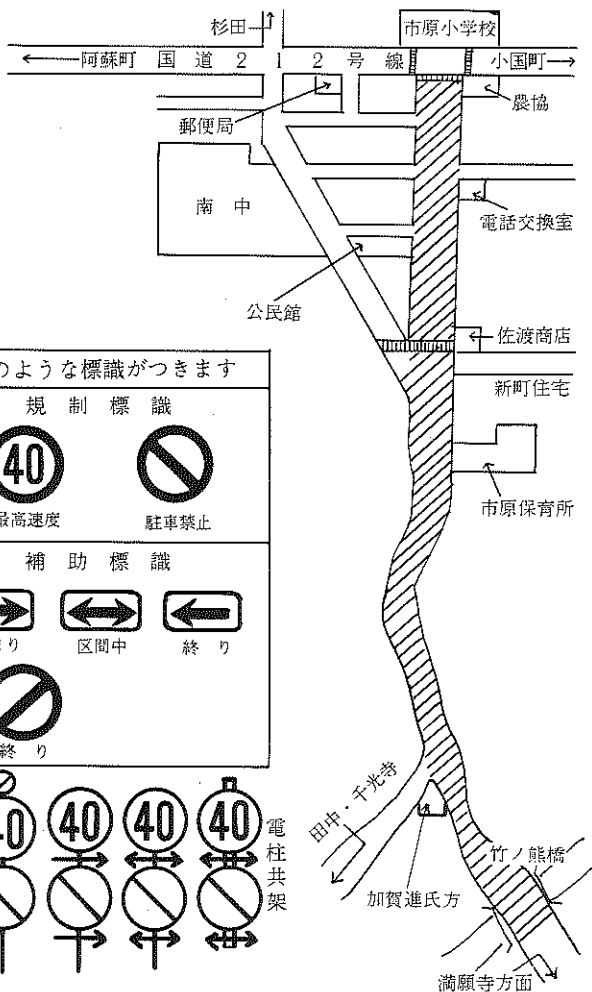
阿蘇郡南小国町大字赤馬場農
協前から同町大字赤馬場、竹

一キロ(千)メートル

常時（二十四時間）

(1) 場所については地 ☒ 部分 ☐
の道路となっております。

(2) 標識は皆さまも充分御承知と
 思いますが一応記してみまし
 た。



このような標識がつきます

最高速度



駐車禁止

始まり



區間中



終り



終



電柱共架